

info

13

「就農・営農」相談ください！



令和9年度における就農・営農に関する支援制度の活用希望者を募集します。

主な補助制度は次のとおりですので、活用を希望する場合は、農林課農業振興班までお気軽にご相談ください。

フロンティア農業者育成事業補助金

対 象	県の定めた施設で研修を受ける方 (就農予定時まで原則50歳未満)
研修先および 補助額	県農業試験場／月額10万円 県果樹試験場／月額7万5千円
研修期間	令和9年4月から2年間

※給付終了後の就農状況が要件を満たしていないときは、返還を求める場合があります。

※国の就農準備資金を活用できる場合があります。

ミドルエイジ支援事業給付金

対 象	新たに農業経営を開始する認定農業者 または認定新規就農者(原則50歳以上 60歳未満で独立・自営就農する方)
給付額	1年につき120万円
交付期間	最長3年間(経営開始後3年度目分まで)

※給付決定後の就農状況が要件を満たしていないときは、給付の中止または返還を求める場合があります。

新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

対 象	新たに農業経営を開始する認定新規就農者 (原則50歳未満で独立・自営就農する方)
交付金額	1年につき165万円
交付期間	最長3年間(経営開始後3年度目分まで)

※給付決定後の就農状況が要件を満たしていないときは、給付の中止または返還を求める場合があります。

新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)

補助対象経費	①機械、施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械などのリース料など ②農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去など ③定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費など
対 象	新たに農業経営を開始する認定農業者または認定新規就農者(原則50歳未満で独立・自営就農する方)
補助率	県支援額の2倍を国が支援 ①の場合 国2分の1、県4分の1、本人4分の1 ②、③の場合 国3分の1、県6分の1、本人2分の1 ※支援の内容によって補助対象事業費の上限が異なります。

稼ぐ秋田の園芸経営体応援事業(旧夢ある園芸)

事業概要	複合型生産構造への転換、生産性を向上させるために必要な農業設備や各種機械等の導入(更新は対象外)に要する費用の一部を助成します
補助対象経費	パイプハウスなどの農業設備、管理機や防除機などの農業機械、空動扇など気象変動対応技術の導入、野菜や果樹などの新改植
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
補助率	事業費(税抜)の2分の1以内 (千円未満切り捨て) ※事業費の上限あり
事業要件	事業実施後の販売額10%以上増加(認定就農者は青年等就農計画の目標達成)など ※作物によっては、面積要件があります。

令和9年度事業(仮)で活用を希望する場合は、8月31日(月)までに見積書などを提出することが必要です。

各事業の詳細な要件などは、下記まで問い合わせください。

☎ 農林課農業振興班 (☎ 72-0631)